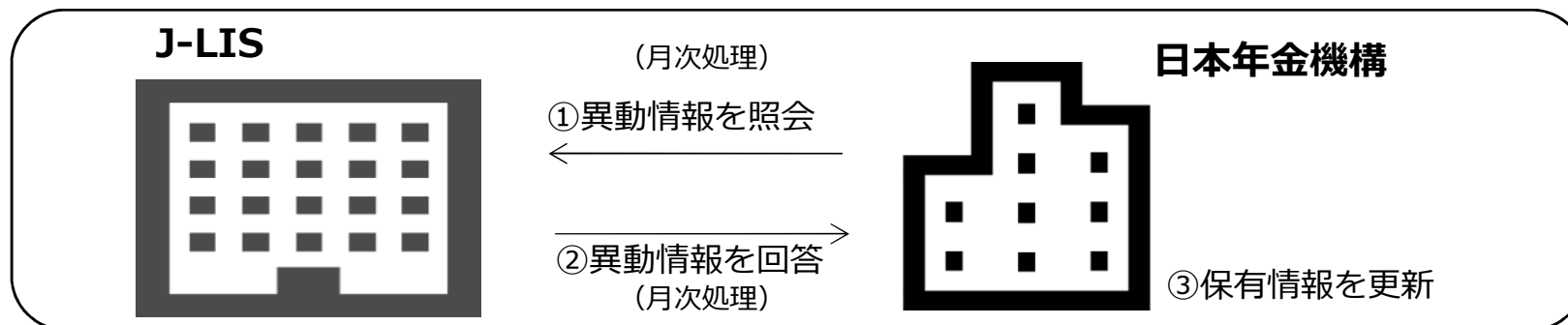


# 届出省略に伴う変更について（概要）

- 日本年金機構では、基礎年金番号と個人番号の紐付けを進めてきています。
- 個人番号が基礎年金番号と結びついていない厚生年金被保険者については、「マイナンバー等確認リスト」による情報提供の協力をお願いしていましたが、事業主の皆さまには、御協力をいただきありがとうございました※1。  
※1 引き続き、基礎年金番号と個人番号の紐付けを進めて参りますので、御協力をお願いいたします（平成30年7月以降、対象者の情報を定期的に提供する予定です。対象者の情報を提供した時点で、住所変更等をしていることが判明しましたら、その時点で届出をお願いいたします。）。
- 今後、被保険者の住所変更届及び被保険者・受給権者の氏名変更届は個人番号と基礎年金番号が紐付いている方については日本年金機構への届出を省略※2できます。  
※2 受給権者の住所変更届の省略については、平成23年7月に実施済み
- また、これまで受給権者のみ実施していた死亡届の届出省略について、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者も個人番号と基礎年金番号が紐付いている方については届出を省略できます。（なお、厚生年金被保険者については、従来どおり、資格喪失届の提出が必要です。）

日本年金機構で保有する情報の更新イメージ



# 届出省略に伴う変更について（年金受給者）

□ 氏名変更届の届出省略に伴い、以下の点について、ご注意ください。

## ● 年金証書の交換について

- ✓ 年金受給者の氏名変更の場合、お手元の年金証書（旧氏名）を、新しい年金証書（変更後の氏名）と交換する必要があります。したがって、ご本人に対して、日本年金機構よりお知らせを送付させていただきます。
- ✓ お知らせが届いたら、お近くの年金事務所にて、年金証書の交換手続きをお願いします。

## ● 年金振込口座名義の変更について

- ✓ 年金受給者が氏名を変更された場合、年金をお振り込みさせていただいている**金融機関の口座名義を変更いただかないと、年金のお振り込みができなくなるおそれ**があります。
- ✓ 市役所等で氏名変更の手続きをされた方は、日本年金機構から氏名変更のお知らせを送付しますので、お知らせが届き次第、速やかに金融機関の口座名義の変更をお願いします。  
※先に金融機関の口座名義を変更される場合は、事前に年金事務所へご相談ください。
- ✓ なお、共済組合等や企業年金において、氏名は自動的に変更されません。引き続き、共済組合等や企業年金に対して、氏名変更の手続きが必要となりますので、年金を支給している共済組合等や企業年金にお問い合わせください。

## ● 遺族年金失権届又は氏名変更理由届（新設）の提出について

- ✓ 遺族年金受給者が氏名を変更された場合、受給されている遺族年金の権利の消滅事由に該当している可能性があります（婚姻等）。そのため、日本年金機構からお知らせを送付させていただきますので、同封されている、遺族年金失権届又は氏名変更理由届をご提出ください。

# 届出省略に伴う変更について（市区町村）

□ 氏名変更届等の届出省略に伴い、以下の点について、ご注意ください。

## ● 日本年金機構への報告について

- ✓ 基礎年金番号と個人番号の紐付けがされている国民年金第1号被保険者の氏名変更、住所変更、死亡届は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が保有している情報の提供を受け、日本年金機構において更新を行います。
- ✓ 氏名変更、住所変更、死亡の日本年金機構への報告については、住民登録されている方の場合は不要となります。
- ✓ なお、年金事務所等から居所未登録者整理結果通知書が送付された被保険者について、住民調査や本人からの届出等によって住所が確認されたときは、新たに確認できた住所を日本年金機構に報告していただきます。

## ● 住民の方への周知

- ✓ 日本年金機構へ住民票住所を登録されている年金受給者については、住所変更届、死亡届に加えて氏名変更の日本年金機構への届出が不要となります。
- ✓ 日本年金機構で住基ネットにより氏名変更の情報を取得した場合は、本人にお知らせを送付し、新しい氏名での年金証書への交換の手続きと振込金融機関の口座名義変更の手続きをお願いすることとなりますので、市区町村におかれましても住民の方への周知をお願いします。

# その他の事項について①

## □ その他、以下のような変更があります。

### ● 資格取得届の住所欄について（事業主の方向け）

- ✓ 厚生年金の資格取得届に個人番号を記載して提出された場合は、住所の記載を省略していただけます。

### ● 決定通知書等のレイアウトについて（事業主の方向け）

- ✓ 資格取得届等を提出後、事業主様宛てに通知する決定通知書がA 4縦型の様式に統一されます。
- ✓ 厚生年金の被保険者の方は、原則住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）により住所情報を更新するため、資格取得時の決定通知書の住所欄が省略されます。

### ● 年金手帳の送付方法について（事業主、被保険者の方向け）

- ✓ 初めて年金制度に加入した方については、資格取得届の手続きの際に決定通知書と併せて年金手帳を送付しておりましたが、今後、年金手帳については決定通知書とは別に送付することとなります。
- ✓ お手元に到着する時期がそれぞれ異なることとなりますがご了承ください。

### ● 協会けんぽ被保険者の保険証の返納のお知らせについて（事業主、被保険者の方向け）

- ✓ 健康保険の資格喪失の届出の際、保険証の添付がなかった場合には、これまで「返納のお知らせ」を送付して保険証の返納をお願いしていましたが、お知らせの名称を「無効のお知らせ」に変更して、従前の保険証は使用できないこと及び保険証の返納をお知らせすることに変更しました。

※健康保険組合の被保険者に対する返納については、各健康保険組合において異なります。

## その他の事項について②

### □ その他、以下のような変更があります。

#### ● 通知等の郵送先（居所）の登録について

✓住民票上の住所以外にお住まいの場合は、通知等の郵送先（居所）を登録いただくことが可能です（厚生年金被保険者及び第3号被保険者に限ります）。その際には、住所変更届の用紙で、通知等の郵送先を日本年金機構に登録をお願いいたします。

✓通知等の郵送先（居所）を登録いただいた場合には、住基ネットの異動に基づく更新は行われなくなります。通知等の郵送先（居所）を変更する場合、又は通知等の郵送先を居所から住所に変更する場合は、住所変更届の用紙で、登録をお願いします。

※これまでに、日本年金機構に登録している住所が通知等の送付先（居所）となっている方（厚生年金被保険者及び第3号被保険者に限る）は、今後、住民票住所の異動があった際は、住基ネットの異動情報に基づく更新を行います。通知等の郵送先（居所）からの変更を希望されない場合には、同様に日本年金機構への登録をお願いします。

#### ● 遺族年金のお知らせについて

✓被保険者、待機者（年金受給開始年齢に到達していない方）が亡くなられた際には、住基ネットの死亡情報に基づき、遺族年金が支給される可能性がある方に対してお知らせを送付し、遺族年金の請求漏れを防止します。

#### ● 個人番号変更届（新設）について

✓日本年金機構では、基礎年金番号と紐付けられた個人番号により住基ネットから情報を取得し、住所変更、氏名変更の届出を省略することとしています。そのため、個人番号が変更された場合は、日本年金機構へ個人番号変更届（新設）により変更後の個人番号の届出をお願いします。